

防衛省仕様書改正票

D S P
K 5410E(1)

ニトロセルロース系ラッカー用シンナー
(THINNER, DOPE AND LACQUER)

制定 昭和49年11月28日

改正 令和 3年11月29日

この改正票は、D S P K 5 4 1 0 E (ニトロセルロース系ラッカー用シンナー)について
のものであり、D S P K 5 4 1 0 E と併用される。

1.3 a) 中 “J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール箱”を“J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール”に改める。

原案作成部課等名を次のとおりとする。

原案作成部課等名： 防衛装備庁 調達管理部 調達企画課 類別・標準化企画室

ニトロセルロース系ラッカー用シンナー

制定 昭和49. 11. 28

改正 平成22. 5. 18

(THINNER, DOPE AND LACQUER)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ニトロセルロース系ラッカーを希釈するのに用いるニトロセルロース系ラッカー用シンナー（以下、シンナーという。）について規定する。

1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は、表 1 による。

表 1 - 製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
ニトロセルロース系ラッカー用シンナー	8010-405-8251-5

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

- J I S K 1 5 0 4 - 2 工業用1-ブタノール(ブタン-1-オール)-第2部:品質
- J I S K 1 5 1 4 酢酸ブチル
- J I S K 1 5 2 2 イソプロピルアルコール(イソプロパノール)
- J I S K 1 5 2 4 メチルエチルケトン
- J I S K 2 4 3 5 - 2 ベンゼン・トルエン・キシレン-第2部:トルエン
- J I S K 2 5 1 3 石油製品-銅板腐食試験方法
- J I S K 5 6 0 0 - 1 - 1 塗料一般試験方法-第1部:通則-第1節:試験一般(条件及び方法)
- J I S K 5 6 0 0 - 1 - 2 塗料一般試験方法-第1部:通則-第2節:サンプリング
- J I S K 5 6 0 1 - 1 - 1 塗料成分試験方法-第1部:通則-第1節:試験一般(条件及び方法)
- J I S K 5 6 0 1 - 1 - 2 塗料成分試験方法-第1部:通則-第2節:加熱残分
- J I S K 5 6 0 1 - 2 - 1 塗料成分試験方法-第2部:溶剤可溶物中の成分分析-第1節:酸価(滴定法)
- J I S K 5 6 0 1 - 2 - 3 塗料成分試験方法-第2部:溶剤可溶物中の成分分析-第3節:沸点範囲
- J I S K 8 5 1 7 ニクロム酸カリウム(試薬)
- J I S P 3 8 0 1 ろ紙(化学分析用)
- J I S Z 1 5 0 6 外装用段ボール箱
- J I S Z 1 5 0 7 段ボール箱の形式
- J I S Z 1 5 1 6 外装用段ボール箱
- J I S Z 1 6 0 2 金属板製18リットル缶
- J I S Z 1 6 0 7 金属板製ふた・口金

2

K 5410E

NDS Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

DSP K 5309 航空機用ラッカーエナメル(つや有)

c) 法令等

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)

危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)

2 製品に関する要求

2.1 組成

シンナーの組成は、表 2 による。

表 2—シンナーの組成(質量比)

組 成	配合割合
酢酸ブチル(J I S K 1 5 1 4) 又は, メチルイソブチルケトン	35以上
イソプロピルアルコール(J I S K 1 5 2 2)	6以下
ブタノール(J I S K 1 5 0 4-2) 又は, イソブチルアルコール	9~13
トルエン(J I S K 2 4 3 5-2)	50以下

2.2 品質

品質は、付表 1 の規定に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 検査

検査の項目及び試験方法は、付表 1 による。

3.2 検査の一般条件

検査の一般条件は、J I S K 5 6 0 0-1-1 及び J I S K 5 6 0 1-1-1 による。

3.3 試料採取方法

検査のための試料の採取方法は、J I S K 5 6 0 0-1-2 による。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、J I S Z 1 6 0 2 に規定する金属板製18リットル缶又は同等品¹⁾とし、ふたは J I S Z 1 6 0 7 のB形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたものとする。ただし、金属板製4リットル缶(ふたは、J I S Z 1 6 0 7 のB形でポリエチレン製の中ぶたを使用し、べろ付きで運搬などに耐える手環を付けたもの)を使用する場合は、調達要領指定書による。

注¹⁾ 形状、寸法、材質等が同等な容器であって、危険物の規制に関する規則第41条～第43条又は危険物船舶運送及び貯蔵規則第8条に定める基準に適合するもの

4.2 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 外装する缶の数量は1個とする。
- b) 段ボール箱は、J I S Z 1 5 0 6に規定する外装用段ボール箱とし、図 1 を標準とする。
- c) 段ボール箱の材料は、J I S Z 1 5 1 6の両面段ボール又は複両面段ボールとし、段の種類はA段又はB段とする。
- d) 段ボール箱の形式は、J I S Z 1 5 0 7の0502とする。
- e) 外装は、手環取り出し用の穴から手環が使用できるように行うものとし、容器側面の表示を外装で覆うことがないようにする。

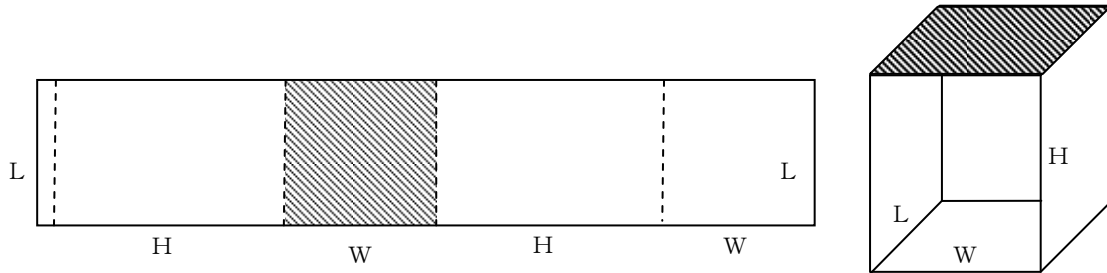


図 1 - 外装用段ボール箱

4.3 表示

容器の表示は次による。

- a) N D S Z 0 0 0 1による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。
- b) 労働安全衛生法及び危険物の規制に関する規則による。

4.4 納入単位

納入単位は、23 °Cにおける容量(L)とする。

付表 1－品質

項 目	規 定	試 験 方 法
透明性	透明であること。	試料をかき混ぜ、直ちに無色透明の試験管(径約15 mm, 長さ約150 mm)に深さ約100 mmまで入れ拡散日光の下で調べる。
色	標準液 ^{a)} より濃くないこと。	試料と標準液 ^{a)} とを、それぞれ径の等しい無色透明で肉の薄い別々の試験管に入れ、これを並べて拡散日光の下で、側面から透かしてみても色を比べる。
臭気	臭気が残らないこと。	J I S P 3 8 0 1 のろ紙に試料を数滴たらし、乾燥した後臭気が残っているかどうかを調べる。
しみ	しみが残らないこと。	J I S P 3 8 0 1 のろ紙の中央に試料を約0.2 ml滴下し2時間常温乾燥後、目視でしみの有無を調べる。
水分	濁りを生じないこと。	J I S K 1 5 2 4 の水分試験による。
銅板腐食(50±1 °C)	2以下	J I S K 2 5 1 3 による。
加熱残分	% 0.5以下	<p>J I S K 5 6 0 1 - 1 - 2 に準じて試験する。試料100 mlの質量m_1を量り取り、25 mlになるまで蒸留する。これを質量の分かっている蒸留皿に移し、水浴上でほとんど蒸発させた後、105±2 °Cの乾燥器中で2時間加熱後、デシケータ中で放冷した後、残留物の質量m_2を測定する。</p> $NV = \frac{m_2}{m_1} \times 100$ <p>ここに、NV：加熱残分 m_1：試料の質量(g) m_2：残留物の質量(g)</p>
硫黄分	硫黄分は含まないこと。	試料の蒸留の際に、凝縮管の端に酢酸鉛を湿らせたろ紙とよう化カリウムを湿らせたでんぷん紙をつるし、変色の有無を調べる。両方の試験用紙が変色しなければ“硫黄分は含まない。”とする。
酸価	0.28以下	J I S K 5 6 0 1 - 2 - 1 による。

付表1－品質（続き）

項 目		規 定	試 験 方 法
蒸 留 試 験	初留点 °C	86以上	J I S K 5 6 0 1 - 2 - 3による。
	93 °C未満の留出容量 %	5以下	
	104 °C未満の留出容量 %	46以下	
	乾点 °C	130以下	
希釈性		沈殿及び分離が著しくないこと。	容量200 ml以上の栓付メスシリンダーにD S P K 5 3 0 9のラッカーを1容量取り、これを試料2容量で薄めて完全にかくはんし、かくはん直後における沈殿及び分離の有無を調べる。
注 ^{a)} J I S K 8 5 1 7に規定するニクロム酸カリウム0.048 gを脱イオン水1 Lに溶かしたもの。			